



小山市公告第106号
2022(令和4)年 10月3日

小山市有財産(土地)の一般競争入札売払いを次のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告します。

小山市長 浅野正富



1 売払物件

最低落札価格欄の金額は、入札の際の参考としてください。

物件No.	所在地	地目	用途地域	最低落札価格	注意事項
		地積	建築条件		
1	小山市若木町一丁目1542番1	宅地	市街化区域 (第一種住居地域)	55,520,000円	
		2362.62㎡	建物建築可		
2	小山市大字羽川字下往還西164番2	宅地	市街化区域 (第一種住居地域)	9,340,000円	※1
		258.61㎡	建物建築可		
3	小山市大字塚崎字大シベ1444番5	雑種地	市街化調整区域	1,240,000円	
		536㎡	開発申請が必要		
4	小山市八幡町一丁目25番	宅地	市街化区域 (第一種住居地域)	36,490,000円	※2
		1249.75㎡	建物建築可		
5	小山市八幡町一丁目49番2	宅地	市街化区域 (第一種住居地域)	23,940,000円	
		663.12㎡	建物建築可		

※1 物件2の土地は、敷地内に羽川中自治会が管理する交通安全祈願施設(石像)がありますので、落札者は同自治会と使用貸借契約の締結をお願いします。

※2 物件4の土地は、北側にかげがあり、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域に指定されているため、急傾斜地崩壊防止施設の敷地として37.40平方メートルについて栃木県と土地使用貸借契約を締結しています。所有権移転後は速やかに栃木県と契約についてご相談ください。

また、建築物を建築するときに、栃木県建築条例第 6 条が適用される場合は、構造力学上安全な擁壁をがけに設置するか又は措置を講じてください。

2 現地確認方法

随時、ご自由にご確認ください。

3 入札参加資格

(1) 個人及び法人

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。

- ① 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者
- ② 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に該当する者
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から2年を経過しない者

4 入札の条件

2名以上の連名(共有を目的とするもの)による入札も可能ですが、連名の場合でも同一物件については重複して入札することはできません。

5 入札参加申込書の提出

(1) 入札に参加しようとする人は、事前に申し込みが必要です。

(2) 参加申込期間:2022(令和 4)年 11 月 16 日(水)から同月 30 日(水)まで

(3) 申込み方法

①直接持参する場合

平日、午前 8 時 30 分から午前12時00分まで及び午後 1 時00分から午後 5 時 00 分までに、(4)の提出先へ持参してください。

②郵送する場合

簡易書留で、(4)の提出先へ郵送してください。

令和4年11月30日(水)までの消印のあるものを有効とします。

(4) 提出先:小山市中央町一丁目1番1号 小山市役所 管財課(本庁舎6階)

(5) 申込書類:

①普通財産(土地)処分一般競争入札参加申込書・入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

法人にあっては、名称及び代表者名を記入し、代表者印(印鑑登録されている印鑑)を押印してください。

②誓約書

(6) 入札保証金納入通知書の送付

申込書類の確認が済み次第、入札保証金の納入通知書等をお送りします。

6 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加しようとする人は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を、2022(令和4)年12月9日(金)までに、市が発行した納付書により納付しなければなりません。
- (2) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後2週間程度で、入札参加申込書に記載された口座へ返還いたします。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないこととします。
- (4) 落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還いたしません。

7 入札、開札日及び入札場所

- (1) 入札日：2022(令和4)年12月12日(月)
参加受付時間 午前9時00分から午前9時30分
入札開始時間 午前10時00分
- (2) 開札日：2022(令和4)年12月12日(月)
入札終了後、直ちに行います。
- (3) 入札場所：小山市中央町一丁目1番1号 本庁舎5階入札室

8 入札日に必要なもの

- (1) 入札保証金(入札金額の100分の5以上の金額)の領収書
- (2) 印鑑(認印が使用できますが、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑が必要です。なお、シャチハタ等のゴム印の使用は認められません。)
- (3) 身元を証明する書類(運転免許証、パスポート、健康保険証等)
※代理人による入札の場合は、代理人の身元を証明する書類(運転免許証、パスポート、健康保険証等)
- (4) 入札者が法人の場合：履歴事項全部証明書 入札者が個人の場合：住民票
- (5) 委任状(代理人が入札する場合に必要となります。)

9 入札の心得

- (1) 入札参加者は、入札に関する本公告、関係法令抜粋、入札心得書、契約書案ほか小山市ホームページに掲載されている書類を熟読の上入札してください。
- (2) 入札参加者は、入札に関し市の職員の指示に従ってください。
- (3) 入札参加者は、入札場所において、普通財産(土地)処分一般競争入札参加申込書(入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。)及び誓約書を提出してください。
- (4) 入札は所定の入札書を、封書に入れて提出することにより行います。
- (5) 入札書には、入札者の住所、氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)を記入の上、必ず入札参加申込書と同じ印鑑で押印してください。
- (6) 提出済の入札書は、その理由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることが出来ません。

10 入札の中止

- (1) 入札の実施が困難な特別の事由が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (2) 入札を中止又は延期した場合、それにより入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、市はその損失について責めを負いません。

11 開札

- (1) 開札は、入札終了後、入札者の面前で直ちに行います。
- (2) 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることができません。

12 落札者の決定

- (1) 市が定める最低落札価格以上かつ最高額で入札した者を落札者とします。
- (2) 市が定める最低落札価格以上かつ最高額で入札した者が2人以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 普通財産(土地)処分一般競争入札参加申込書(入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。)及び誓約書を提出していない者の入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札
- (3) 1人で一度に2通以上の入札書を提出した場合その全部の入札
- (4) 入札書の金額を訂正したもの
- (5) 入札書の金額、氏名(法人にあつては名称及び代表者名)認識しがたいもの、押印されていないもの、鉛筆等文字の消去及び訂正が容易な筆記用具で書かれたもの、その他主要な事項が識別しがたいものによる入札
- (6) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正行為があつた者の入札
- (7) 公告又は心得書事項に違反した入札
- (8) 入札に関し担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (9) 酒気を帯びて入札した者の入札
- (10) 郵送による入札

14 契約の条件

- (1) 本契約締結から引渡しまでの間に、売買した土地が、市の責任でない原因で滅失したり、き損したりした場合の損失については、落札者の負担となります。
- (2) 落札者は、本契約締結後に売買した土地について、面積が不足していたり、隠れた瑕疵があつたりしても、代金の減額や損害賠償を請求したり契約を解除したりするこ

とはできません。

- (3) 本契約締結後から引き渡しまでの間に売買した土地に変動が生じても、引き渡し時の現状のまま引き渡すものとします。

15 契約の締結等

- (1) 落札者は、落札決定の翌日から起算して7営業日以内に、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付し、売買契約を締結していただきます。契約を締結しない場合は、その落札は失効します。
- (2) 入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。
- (3) 売買契約に要する収入印紙その他の費用は、落札者の負担となります。
- (4) 落札者が契約内容を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。

16 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、本契約締結後に市が発行する納入通知書により、一括して2023(令和5)年1月11日(水)までに納付してください。
- (2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

17 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに落札者に移転するものとし、同時に土地を引渡ししたものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、市が嘱託により行います。
- (3) 所有権移転の登記に要する登録免許税その他の費用は、落札者の負担となります。
- (4) 所有権移転の登記には、住民票(法人にあっては商業登記簿謄本)が必要です。

18 契約の不履行

契約者が契約に定める義務を履行しない場合は、催促なしにこの契約を解除します。また、この場合市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払うこととします。

19 その他注意事項

この入札に関するその他の条件や詳細について、別途小山市管財課および小山市ホームページにおいて配布、公開されている資料を熟読のうえ、入札に参加してください。

[問い合わせ先]

小山市中央町1丁目1番1号
小山市役所 管財課 管理運用係
☎0285(22)9322

一般競争入札の概要

1. 入札の公告・広報	2022(令和4)年10月3日(月)から2022(令和4)年12月11日(日)まで売払い物件を公告し、市ホームページ等にてお知らせします。
↓	
2. 参加申し込み	入札参加希望者は、本市指定の入札参加申込書に必要事項を記入し、押印の上、ご提出ください。(代理人の場合委任状が必要です。) 申込期間:令和4年11月16日(水)から同月30日(水)まで
↓	
3. 入札保証金の納付	指定の日までに入札保証金として、入札金額の100分の5以上の金額を納付してください。(期間厳守)
↓	
3. 入札の実施	指定の日時・場所で一般競争入札を実施します。(時間厳守)
↓	
4. 開札・落札者の決定	入札締切後、入札者の面前で開札し、落札者を決定します。 今回の入札では、市があらかじめ設定した最低落札価格以上で、最も高い価格をつけた入札者を落札者とします。
↓	
5. 売買契約の締結	落札決定の翌日から起算して7営業日以内に売買契約のご締結ください。(収入印紙は落札者の負担となります。) 契約保証金として、落札金額の100分の10以上の金額を納付してください。
↓	
6. 売買代金の支払い	市が指定する日までに、一括して全額納付してください。
↓	
7. 所有権の移転登記	登記の手続きは市が行います。 登録免許税は落札者の負担です。